

日本靈異記上巻の書式について

——金剛三昧院本の誤写から——

乾 善 彦

はじめに

日本靈異記は上中下の三巻からなる。その古写本については、小泉道氏の研究に詳しく説かれるところであるが、上巻については、中下巻とは伝来が異なり、とりたてて異本の存在しないことが指摘されている(小泉一九八九など)。有力な古写本としては上巻だけの零本である興福寺本があるにすぎず、それ自体は三巻通じて現存最古の非常に有力な伝本ではあるけれど、中下巻には複数の古写本が伝わるのに比べると上巻の本文校訂には大きな困難がともなうことはいなめない。

それでも、興福寺本の出現は上巻の本文校訂に関して大きな進歩をもたらした。群書類従本を底本とせざるをえなかった上巻についても、よるべき古写本が出現し、何よりも巻末の四縁(第三十二縁~第三十五縁)が新たに確認されたのである。そして、武田祐吉『日本靈異記(日本古典全書)』(朝日新聞社、一九五〇)以下

「全書」と呼ぶをはじめ、遠藤嘉基・春日政治『日本靈異記(日本古典文学大系)』(岩波書店、一九六七)以下「大系」と呼ぶ、中田祝夫『日本靈異記(日本古典文学全集)』(小学館、一九七五)以下「全集」と呼ぶ、そして小泉道『日本靈異記(日本古典集成)』(新潮社、一九八四)以下「集成」と呼ぶなどの注釈が、この興福寺本を底本として、画期的な本文校訂の成果を示すこととなる。

ただし、同じ本を底本としながらも「全集」「集成」が興福寺本を最大限尊重するのに対して、「全書」「大系」などは群書類従本・国会図書館本を多く参照するといった態度の違いは見られる。たとえば、序文冒頭の「浮来」を、「全書」「大系」は群書類従本・国会図書館本によって「将来」に改めるのを「全集」「集成」ではそのまま「浮け来る」としたり、第五縁「重尊三宝」を「全書」「大系」は群書類従本・国会図書館本によって「尊重三宝」に改めるのを、「全集」「集成」ではそのまま「重く三宝を尊ぶ」とするなど、「全集」「集成」では、文意が通じる限りはできるだ

け興福寺本のままに読もうとする態度が顕著である。

たしかに興福寺本は延喜四(九〇四)年の元奥書を持ち、書写年代の古さからいっても建保二(二二四)年元奥書の金剛三昧院本とは大きな隔りがあるが、その書写態度には不用意な誤写や脱落もまま見られ、これにそのまま従うことはできない。どうしても他本による校訂が必要となる。ところが、小泉一九八九が詳しく説くように、いくつかの古写本(興福寺本、真福寺本、来迎院本、前田本)を除くと、群書類従本をはじめ現存するほとんどすべての伝本は帰するところ金剛三昧院本につながるとされており、したがって、上巻については興福寺本と金剛三昧院本との対校が原則的にいって本文校訂のための基礎作業となる。⁽³⁾

ただ、その金剛三昧院本は現在所在が不明であり、兩宮・小泉兩氏の研究に従って、国会図書館本をもとに、これに狩谷椽齋の『日本靈異記攷證』の記述、契沖本の書入れ(松下見林本)などを参照して、金剛三昧院本の姿を想定するしかない。⁽⁴⁾ しかもそうして想定した金剛三昧院本も、三巻揃ってはいるが上巻は中下巻とは別系統であるとされ(小泉一九六六)、その意味でも上巻の本文を考える上では限界がある。本稿では、そうした諸研究を前提としながらも、興福寺本と金剛三昧院本との対校によって、おもに金剛三昧院本に見られる誤写から、興福寺本と金剛三昧院本とが非

常に近い関係にあることをあらためて確認し、両本の価値を再確認したい。

一 上巻第四縁冒頭部の書式

まず上巻第四縁の冒頭に注目する。

〔資料一〕第四縁冒頭(国会図書館本を興福寺本にて対校。)で改行部分を示す、以下同じ)

聖徳皇太子示・表縁第四

聖徳皇太子者磐余池

邊雙「概宮御宇橘豊日天皇之子也小墾田

・・・天皇・立之為皇太子(国)

宮御宇

代

・・・(興)

右に示したように、国会図書館本には第一行目に二十字の大幅な脱落が見られ、『日本靈異記攷證』などの記述から、金剛三昧院本に既にこうあったことが確認される。植桓一九七七はこのような大幅な脱落から原本の字詰を想定し、いくつかの校訂案を示す。国会図書館本上巻の大幅な脱落は資料二に示したごとくであり、植桓氏はこれによって一行二十字から二十二字の原本を想定された(これは中下巻についてもいえる)。

〔資料二〕国会図書館本の大幅な脱落(国会図書館本を興福寺本に

て対校)

① 即雷墮於彼人前雷成小子而隨伏」其人持金杖將撞時電言莫害電隨

我々」報汝之恩其人問言 汝何報雷答・言也(國) (興)

〜二十二字(第三縁)

② 僧尼」檢校應中置止」尼把惡使断是非天皇勅之曰諾也連公奉勅

而檢之 八百卅 七人尼斧五百七十九人也(國) (興)

〜二十一字(第五縁)

③ 於茲發願而入海中」水及腰時以石當脚其曉見之龜負之矣其備

中海 浦海邊其龜三領至而(國) (興)

〜二十二字(第七縁)

(参考)

若令還來為諸神祇造立伽藍」公遂无災難即請禪師相共還來・ 平 卒 免 造

三谷寺其禪師所・造立伽藍」多起諸寺」道俗觀之(國) (興)

〜「内二十四字は第六縁の末尾にあり(第七縁)

興福寺本についても植桓氏は原本の字詰を想定しにくいとされ

た上で、二十四字前後の本と十八〜十九字の本とを考えられた。

〔資料三〕興福寺本の大幅な脱落(興福寺本を国会図書館本にて対校、(群)は群書類従本)

① 婚合之時栖輕」不」知而參入也天皇恥轍當於時而空雷鳴即天皇

勅栖輕 而詔(興) (國)

〜二十三字(第一縁)

② 童子鐘堂之四・置四燈」儲四大言教我投鬼時俱開燈蓋」 覆益然

於(興) (國)

〜十三字(第三縁)

③ 法師悲之令從者過俗」萬置之於木上迄干同年十二月晦夕人來寺門

侶(群)

白欲遇道登大德之從者萬侶 者萬呂出而過之(興) 侶 遇日(國)

〜三十字(第十二縁)

④ 心序融達所觀音」現玄寂焉為動揺室避開通光明顯耀」 壁(群)

廓 乃乃止暗見廓 瞻(群)

・・・ 融加与達至・(興)
ホカラ カヨル也
カニ ヒイフ(国)
ル也

⑤ 見造善惡所受・報等・事而怖還來迄其天機有守門人遮前之言
約二十字分(第十四縁)
大椅(群)

入内之者更不還 出廣国(興)

二十四字(第三十縁)

ただ、注意しなければならないのは、大幅な脱落がすぐ原本の字詰には結びつかないということである。一行分程度の脱落が生じる場合にはだいたい二つの場合が考えられよう。一つは改行の際に一行とばしてしまう場合であり、もう一つは目移りによって隣の行に移る場合である。前者の場合にはちょうど一行分の字数の脱落が生じるが、後者の場合だと同じ字面の位置によって数字の誤差が生じる。むしろ行頭や行末でないかぎり、隣同士よりはやや段差がある場合の方が可能性が高いためであろう。そんな目で興福寺本の脱落を見てみると、資料三において①③はそれぞれ「栖輕」「従者万(萬)侶」の語句が約一行分隔てて重出しており目移りによる誤写と認められる。これに対し⑤はそのような語句がないところから改行の際の脱落と思われる、ちょうど一行の脱落があ

ると考えられる②については保留しておく。後考を俟つ。そこでやはり二十四字程度の原本が想定されるのである④も改行の際の誤写と考えられるが、興福寺本と国会図書館本とでは訓釈に出入りがある場合もあり、また訓釈中に割注を多く含むため、字数は特定できない。

国会図書館本においても資料二の③や(参考)は目移りによると考えられ、やはり二十～二十二字の原本が想定される。

ただし、一方が二十二字程度、一方が二十四字程度として、たとえば興福寺本のような書写態度からすると、この差はそれほど気にならない。経典や日本書紀などはほぼ字詰が固定しているが、靈異記の場合には興福寺本も国会図書館本も字詰が一定していない。興福寺本では二十二～二十八字、国会図書館本では十六～二十字とだいたい四～六字の幅が認められる。したがって、それぞれ想定した字詰は、全体を規定する、つまりすべての行にあてはまるようなものでなく、また、それぞれの基づいた本が全く異なった形態であったことを意味するものでもない。二～四字程度の違いは、後に想定するような同じ形態を有していた可能性を、完全に否定するものではないと思われるのである。

ところで金剛三昧院本の原本の字詰を二十二字前後として、資料一に示した第四縁冒頭の脱落は、目移りするような同じ語や文

字がなく、また、このままでは文意が通じにくいところから見て改行の際の脱落と考えられる。ところが、脱落した箇所は本文が始まって十字目からであり、書き出しから九字目で改行があったことになる。とすると、表題も本文書き出しも改行するという国会図書館本の冒頭の書写形式では、先の字詰の想定と合わなくなる。

そこで、興福寺本についてみると、興福寺本では第四縁は他の縁とは異なった書式となっている。つまり、表題を前の縁の訓釈から改行して行頭から書き始めるが、これに続く本文は、改行せずに表題から一〜二字分ほどの空白をおいてそのまま続けて書く形式となっているのである。これを金剛三昧院本の原本に当てはめてみるに、興福寺本と同様の形式だったとすると、その一行は表題の十または十一字を合わせて二十〜二十一字程度となり、ちように想定した原本の一行分の範囲内におさまる。第四縁に関する限り、金剛三昧院本の原本は、興福寺本と同じく、表題から本文を続けて書く形式であったと考えられるのである。両本は書式の面で一致することになる。

二 上巻第三縁冒頭部の書式

国会図書館本では、第三縁の冒頭にも、割注の部分に次に示す

日本霊異記上巻の書式について

ような大きな誤写が認められる。「日本霊異記攷證」にも原本の誤写が指摘されており、これも金剛三昧院本にあった誤写と認められる。

〔資料四〕第三縁冒頭「昔敏達天皇」に続く割注

是磐余譯語田宮食
國停名倉太玉敷命也(興)

是般余譯諄名倉太
語田宮食國玉敷命也(國)

* 是磐余譯—諄名倉太
語田宮食國—玉敷命也

復元本文()の部分に改行があ

ったと考える)

このような誤写は原本に割注の途中で改行があったのを写し誤ったと考えると説明がつきやすい。つまり、資料四*印に示したように「譯・國」のところで改行があったのを、書写者が右の行は右に、左の行は左にそのまま続けて写した結果、国会図書館本のような姿になったと考えるのである(文字の異同については今はふれない)。

このような誤写は第二縁の訓釈の中にも認められ(資料五)、割注改行部分の誤写の可能性を裏付けよう。

〔資料五〕第二縁訓釈「食國」の訓注

二合久尔 久乎
乎之之(興) 尔師ム(國) *久一乎
尔師

これらを割注改行部分に生じた誤写と考えた場合、資料四は第

三縁書き出しの「昔敏達天皇」に続く部分であり、その中ほどに行末があったとすると、第四縁の場合と同様、想定した字詰と合わなくなる。ここでも表題(十三字ある)から下に本文を書き始める形式が考えられてくるのである(割注部分を三〜四字分と考えると、だいたい二十二字程度となる)。

さらに、資料五の訓釈部分の誤写は、興福寺本と国会図書館本とでは訓釈に異同があり字数に異なりがあるが、そこから訓釈の終わりまででほぼ一行分の長さとなる。とすると、金剛三昧院本原本では、行末で第二縁の訓釈が終り、そこから改行して第三縁の表題が始り、さらに本文を続けて割注の中ほどで一行分、そこで改行となっていたと考えられる。つまり、単に表題から本文を続けるというのではなく、前の訓注の末から次の表題へも続いて書かれていた可能性も浮び上がってくるのである。

ところが、第三縁は興福寺本でも国会図書館本同様、訓釈から表題、表題から本文といずれも改行しており(前縁訓釈は行の中ほどで終わっている)、とすると両者の形態が異なってくることになる。それでは興福寺原本と金剛三昧院本原本とで書式が異なっていたのだろうか。そこで、興福寺本の各縁冒頭部の書式について考えてみる。

三 興福寺本の各縁冒頭の書式について

興福寺本の各縁冒頭の書式は、次の三種類があり、国会図書館本がすべて改行で統一されているのとは、おおいに異なる。

〔資料六〕興福寺本の表題・冒頭部分の書式

a、表題を前縁の訓釈に続けて書き、本文は改行して書き始める。
1、2、7、8、9、10、21、32、33(全九縁)

b、表題は改行して書き、表題に続けて本文が始まる。
4(全一縁)

c、表題も冒頭も改行して書き始める。

3、5、6、11〜20、22〜31、34、35(全二十五縁)

これによると、aのタイプが十縁以前に多くそれ以後は訓釈、表題、本文とも改行することが多いことが見て取れる。

各縁の冒頭部分を中心として書式をまとめたのが(別表一)である。これによって、第三縁までの書式を見ると、第一縁、第二縁とも訓釈から続けて表題は下の方で終わっており(第二縁も表題末からは二〜三字程度の空白があるのみ)、その結果本文の冒頭が改行されたとも理解できる形になっている。つまり、表題が途中で改行されない限りにおいて(興福寺本においては表題の途中で改行する例はない)、訓釈・表題・本文が続けて書かれる、そんな形式

とも考えられるのである。そして、そう考えることによつて先に
 浮び上がってきた金剛三昧院本原本の第三縁の書式と連続し、さ
 らに両本の第四縁の冒頭の書式と連続することになる。興福寺本
 では、先に見たように原本と字詰が異なる(原本よりも一行あたり

の字数が多い)ことから、書き進めるに従つて原本と同じような形
 式がとりにくくなり、自然と改行が多くなつたのではなからうか。
 第四縁はそんな中で表題に本文を続ける形式を残し、第七〜十縁
 は訓釈に表題を続ける形式を残していると考えられる。

〔別表一〕興福寺本各縁冒頭書式

縁	表題字数	前縁末	訓釈から	書出位置	表題末	冒頭書出
1	5	下7字	続ける(1字空)	下5字	行末	改行
2	9	上3分の1	続ける(直接)	下3分の1	下3字	改行
3	13	半分下	改行	行頭	半分上	改行
4	11	半分下	改行	行頭	半分上	続ける(2字空)
5	10	下3分の1	改行	行頭	半分上	改行
6	12	下3分の1	改行	行頭	半分上	改行
7	14	上1字	続ける(直接)	2字目	下3分の1	改行
8	16(17)	上4字	続ける(直接)	5字目	下3字	改行
9	13	上6字	続ける(1字空)	上3分の1	下3字	改行
10	14	上2字	続ける(半字空)	2字目	下6字	改行
11	16	半分	改行	行頭	下3分の1	改行
12	18	上3分の1	改行	行頭	下3分の1	改行
13	19	下3字	改行	行頭	下3分の1	改行
14	14(15)	半分上	改行	行頭	半分下	改行

日本書紀上巻の書式について

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	
18	21	17 (18)	18 (19)	16 (17)	19	21	16	16 (17)	19	28	17 (18)	19 (20)	17	18 (20)	19 (20)	13 (16)	16	16	15	
半分下	上7字	上7字	上3分の1	半分	半分下	下5字	半分上	半分上	上3分の1	上4字(8字桁)	下4字	上6字	上5字	上4分の1	上3分の1	上2字	行末	下4字	半分上	
改行	続ける(直接)	続ける(直接)	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	続ける(1直接)	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行
行頭	8字目	8字目	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	6字目	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭	行頭
下3分の1	下2字	下7字	下3分の1	半分下	下3分の1	下6字	半分下	半分下	下3分の1	下3分の1	下3分の1	下6字	下3分の1	下3分の1	下3分の1	半分	半分下	半分下	半分下	半分下
改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行	改行

35 18(19) 上3分の1 改行

行頭 下3分の1 改行

(注) 字数の()内は、本来あるべき字数

「前縁末」は前縁訓釈の末尾の位置、それが一行のどのあたりになるかを示す「半分」は行のほぼ中央、「半分上」は中央よりやや上の位置、「上3分の1」とは、上から約3分の

1のところ、字数はだいたいその字数分の位置を示す

「訓釈から」は、前縁訓釈から当縁表題への書式を示す

表題は、第十一縁を過ぎると字数が多くなる。第八縁の十七字を除くと第十一縁以降はすべて十五字以上であるのに対し、それ以前はほぼ十二〜三字(第一・二縁は十字以内)である。とすると、後半になって長い表題が現れた時、一行が二十〜二十四字とする⁽⁸⁾と表題が十五字以上あれば、前縁訓釈・表題・本文をそれぞれ改行せず書き続ける形式をとろうとしても、表題の前後に一〜二分の空白を置くとそれだけでほぼ一行分を占めることになり、その結果、恐らくは表題の前後で改行が行われる(表題だけで一行を使う)ようになったのではないか。訓釈に表題を続ける形式が後半にも見られるのはそのあたりにも考えられる。前縁の訓釈が行の上の方で終り、表題の入るスペースが十分にあれば、そのまま表題を続けることができたし、逆に本文を表題に続けて書く形式は長い表題のもとではとりにくくなるはずである。⁽⁷⁾

以上からすると、各縁冒頭の書式に関する限り、興福寺本原本

と金剛三昧院本原本とは、形式を同じくしていた可能性が高いといえよう。そして、興福寺本第三縁冒頭の書式は、むしろ興福寺本原本の形からはズレていると理解される。つまり、少なくとも第十縁ぐらまでは、金剛三昧院本から推定されるような、一行二十〜二十四字で、表題が途中で改行されない限り訓釈、表題、本文が続けて書かれるような書式であった。⁽⁸⁾興福寺本は第三・五・六縁を除いては原本の形式を比較的よく残しながら、字詰の違いからある程度改変が行われており、金剛三昧院本はその形式を踏襲してはいないが、その誤写は第三・四縁について元の形跡を残していると考えられるのである。⁽⁹⁾ただし、この誤写はそれほど古いものではないだろう。これらの誤りは群書類従本のように訂正される可能性は大きいからである。とすると、金剛三昧院本原本と興福寺本原本とは、非常に近い位置にあるだけでなく、さらに、比較的近い時代まで、金剛三昧院本原本は興福寺本原本と

共通する古い形式を残していたということになる。その意味でも金剛三昧院本は、上巻の校訂にとって、もう一度見直されてもよいのではなからうか。

四 本文校訂試案

以上、国会図書館本の第三・四縁冒頭の誤写から金剛三昧院本原本と興福寺本原本とが非常に近い位置にあったことを考えてきたが、そこに見られた「一行分の脱落」「割注改行の際の誤写」という観点から、いくつか考えられることを述べてみたい。

まず、「割注改行の際の誤写」は国会図書館本に見られたものであったが興福寺本にもそのような痕跡が見られる。

〈資料七〉

① 紅欄染裳(第二縁)

今桃花
云裳也(興)

今之桃
花裳也(國)

*今
之桃花
(云)裳也

② 客神像……國也(第五縁)

客神弗
神像也(興)

客神者
仏也(國)

*客神
神像也佛

③ 乞句(第四縁訓釈)

下音可太乃為又云時
反二合保可比止(興)

二合カタキ
又云保耳比止(國)

*下音□可太為乃又云(時)
反二合保可比止

①は、「云」と「之」のどちらをとるかという問題が残るが、国会図書館本が比較的もとの状態を残していると考えられる。②は、本文に「客神像」とあり、興福寺本の「客神は佛の神像也」は取りにくい。国会図書館本もその点では適当ではない。興福寺本の左行の「神」は「之」を踊り字に誤ったものか。とすると「割注改行の際の誤写」を想定すると「客神之像佛也」が復元される。ただし、国会図書館本の「者」が捨てがたい。「客神像者佛也」とありたいところ。③については、遠藤一九七四、植垣一九七七に、興福寺本のような姿になるまでの、靈異記の原形と何段階もの転写の過程とが示されているが、音注の位置や二合注の形式からすれば、「割注改行の際の誤写」を考えると比較的自然的な形で誤写の過程が理解できよう。つまり、本来は*印に示したような所に改行があつて、行末の音注が脱落し(あるいははしており)そこに改行部の誤写の際かそれ以後にどこからか「時」が紛れ込んだものと考えるのである。国会図書館本は二合の割注の形式だけを正しい形で残していることになる。

「一行分の脱落」に関しては、資料二の参考に示した第七縁の部分のヨミが問題となる。もう一度、資料八としてあげる。

〔資料八〕

時發誓願「言若令還來為諸神祇造立伽藍〔公遂无災難即請禪
平 卒 免

師相共還來・三谷寺其禪師所・造立伽藍〕多起諸寺〕道俗觀
造 以 免

之共為欽敬(國)
(興)

〔「公」はやや形を異にしており問題がある。〕
〔「公」はやや形を異にしており問題がある。〕

金剛三昧院本ではほぼ一行分の脱落が第六縁末に書かれており、群書類従本では「文義」によって興福寺本とは異なる位置（「多起諸寺」の後に埋め込まれている。植垣一九七七はこの群書類従本の形を是とし、興福寺本の形にいたる何段階かの誤写の過程を考える。しかしこれは「造立伽藍」という共通句があり、いわゆる目移りによる誤写と認められる。金剛三昧院本は脱落した一行分がどこか欄外にでも書かれていたのを誤って第六縁末に置いたものである。とすると本来は興福寺本のような形が考えられ、群書類従本のような本文を想定する植垣氏の考え方では、興福寺本の本文も金剛三昧院本のような脱落もたいへん苦しい説明にな

る。諸注釈の読みは資料九に示す通りである。

〔資料九〕

〔全書〕

時に誓願を發して言はく「若し、平に還り来らば、諸神祇のために伽藍を造立せむ」といふ。遂に災難を免る。すなはち、禪師を請けて、相共に還り来りて、三谷寺を作る。その禪師の造立する所の伽藍、諸寺に多く、道俗觀て共に欽敬を為す。

〔大系〕

時に誓願を發して言はく「若し、平に還り来らば、諸神祇のために伽藍を造立せむ」といふ。遂に災難を免る。即ち、禪師を請けて、相共に還り来る。三谷寺は、其の禪師の造立する所の伽藍なり。道俗觀て共に欽敬を為す。

〔全集〕

時に誓願を發して言さく「若し、平らかに還り卒らば、諸の神祇の為に伽藍を造り立てまつらむ」とまうす。遂に災難を免れき。即ち禪師を請けて、相共に還り来り、三谷寺を造る。其の禪師の造り立てまつりし所の伽藍多なり。諸寺の道俗之を觀て共に欽敬を為す。

〔集成〕

時に誓願を発してまうさく、「もし平らかに還りをはらば、諸の神祇のために伽藍を造り立て、多に諸の寺を起しまつらむ」とまうす。つひに、災難を免れき。すなはち禪師を請けて、相ともに還り来る。三谷の寺は、その禪師の造り立てまつりしところの伽藍なり。道俗これを観て、ともに欽敬をなす。

「集成」は植垣氏の説によつており、「大系」は「多諸寺」を衍字と見ており、共に従い難い。本文に忠実に読もうとすれば、「全書」か「全集」のようにならう。ただし、「全集」の読みでは四字句がバラバラになり座りが悪い。「全書」がもつとも穩当な読みとなるが、やはり、四字句「多起諸寺」ではなく「多諸寺」を取つており「伽藍が諸寺に多い」というところが、どうも理解しにくい。中村一九六七、一九七六に従い四字句の構成を考えると、本来の本文は、資料十のごときが考えられる。

〔資料十〕(試案)

本文

時發誓願言／若平還來／為諸神祇／造立伽藍／遂免災難／即請禪師／相共還來／造三谷寺／其禪師所(以)／造立伽藍／多起諸寺／道俗觀之／共為欽敬⁽¹⁰⁾

訓読

時に誓願を發して言はく「若し、平に還り来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立せむ」といふ。遂に災難を免る。すなはち、禪師を請けて、相共に還り来りて、三谷寺を造る。其の禪師、伽藍を造立し、多に諸の寺を起さる。(あるいは「伽藍を造立し、多に諸の寺を起こさるがゆえに(所以)」)道俗これを観て、ともに欽敬をなす⁽¹¹⁾。

これによつても「其禪師所(以)／造立伽藍／多起諸寺」の部分は解釈しにくく、とりわけ「多に諸の寺を起さる」は不自然で試案の域を出ない。しかしながら、金剛三昧院本との対比からは、本文の「多(起)諸寺」の位置は、群書類従本のようには理解しがたく、興福寺本の形態は尊重すべきであろう。

おわりに

以上、金剛三昧院本の誤写によつて、金剛三昧院本原本と興福寺本原本とが非常に近い位置にあることを指摘し、また金剛三昧院本の誤写によつて興福寺本を補う事のできることを見てきた。

もちろん、興福寺本と金剛三昧院本とは書写年代も異なり、国会図書館本に至つてはそこに到るまでの転写の回数も興福寺本とは比較にならないであろう。後人の理解に即した改変もまま見られるところである。伝本の少なさはどうすることもできない。し

たがって校訂に関しては、現状が変わるわけではない。しかし、最初にふれたように上巻の場合、有力な古写本のない現状にあって、興福寺本は有力な伝本であることは疑いないが、それに対校すべき金剛三昧院本の価値も見極めた上で、両本の対照はもう一度見直されてよい。

注

- (1) 興福寺本は原本を披見していないので複製本(大屋一九三四)による。これについては、池上一九三四、遠藤一九七五、小泉一九七七に問題点などが指摘されている。
- (2) 群書類従本は上巻は金剛三昧院本、中下巻は真福寺本をそれぞれ底本として狩谷掖齋が校訂したもの。「日本靈異記攷証」と共に日本古典全集に収められている。
- (3) ちなみに中下巻については、八木一九七九～一九八九に主要伝本の対照がなされている。其の一から其の五までは「愛知県立大学文学部論集」に、其の六は「梅花女子大学文学部紀要21」、其の七は「名古屋女子大学紀要35」に掲載されている。
- (4) 兩宮一九三五、一九三九、一九四〇、小泉一九五二、一九五六、一九六六、一九六九など参照。
- (5) 国会図書館本、契沖書入れ本(三手文庫、山口県立図書館蔵)は、それぞれの写真版による。

(6) 奈良時代から平安時代にかけての經典類は、細字経や大字経など特殊なものを除いて一行十七字に固定するのが一般的である(これは他の時代、あるいは中国においてもいえる)。ただし、注疏類や編纂物は一行の字詰が一定しない場合が多く見られ、その点からすれば靈異記はもとから字詰が一定しなかったものと思われる。日本書紀については、毛利一九七〇に、字詰による本文批判がある。

(7) ただし、第十八縁などは前縁末から表題を続けることは可能であるにもかかわらず改行されておりその点では疑問が残る。

(8) 表題から本文を続けて書く形式は、たとえば敦煌本「諸経要集」(敦煌書法叢刊第二十四卷 写経(五) 二玄社)などにも見える。これは「日本靈異記」と同じく「縁第一」といった項目の表題を持つており、この表題の書式には、前縁から続けて行末に書く(興福寺本の第一、二縁の形式)、前縁末で改行し表題を行頭に書き、続けて本文を書き始める(金剛三昧院本原本第三、四縁、興福寺本第四縁の形式)の他に、前縁末から表題を続けて書きさらに本文も続けて書く形式もみられる(それぞれの切れ目には一～二字分の空白を置く)。ただしこれは、「諸経要集」の表題は比較的字数が少ないゆえに可能であったと思われるが、興福寺本原本金剛三昧院本原本にもこのような形式があった可能性はないとはいえない。

ちなみに、真福寺本古事記の序文から上巻本文への続きも思
い合わされる。また、犬飼一九九二は、現存真福寺本古事記の
書式から原本の形態を考える。

- (9) 金剛三昧院本第五縁には「紀伊國」を「伊國」とする脱落が
ある。不用意な脱落であろうが、この部分は本文が表題から続
けて書かれてあつたとするとちようど行末か行頭にあたり、あ
るいは改行の際に一字脱落した可能性も考えられる。興福寺本
の訓釈の音注の脱落(資料八の③)も行末にあたることが思い
合わされる。

- (10) 「若平還来」の「来」は、下の「相共還来」によつて国会図
書館本による。また「其禪師所(以)」は、「以」を除けば四字
になるが、五字でも許容されよう。「多起諸寺」の「起」は四
字句にするために国会図書館本による。

- (11) 「所(以)」は「造立伽藍／多起諸寺」の対句を受け「る」あ
るいは「ゆゑに」と読む。そうすると「觀之」の目的格は「其
禪師」以下となり、「欽敬をなす」対象も「禪師」ということ
にならう。「起」を「寺を」たてる、おこす」とするのは日本
靈異記には例がないが、日本書紀には「起法興寺」(崇峻前紀)
「起造大寺」(皇極紀元年)などの例がある。

参考文献

- 兩宮尚治一九三四 「日本靈異記について―古写本に關す
る報告―」(国語国文4―5、一九三四・五)
兩宮尚治一九三五 「高野山本系統日本靈異記小考―特に京
都府立図書館蔵本について―」(大谷学報16―3、一九三五・一
〇)
兩宮尚治一九三九 「延宝本日本靈異記考」(大谷学報20―2、
一九三九・六)
兩宮尚治一九四〇 「高野山本靈異記訓釈考」(大谷学報21―
3、一九四〇・一一)
池上禎造一九三四 「興福寺本日本靈異記の複製」(国語国文
4―6、一九三四・六)
犬飼隆一九九二 「上代文字言語の研究」(一九九二・二、笠
間書院)
植垣節也一九七七 「靈異記の校訂私案」(訓点語と訓点資料
60、一九七七・一一)
遠藤嘉基一九七四 「日本靈異記訓釈攷―「可太乃ゐ」「伊支
□美」「可美止利乃支」―」(訓点語と訓点資料55、一九七四・
一一)
遠藤嘉基一九七五 「日本靈異記」の国語学的研究にあつ
て―活字本と複製本と原本と―」(大谷女子大学紀要10、一九七
五・一〇)

遠藤嘉基一九八二 「日本靈異記訓釈攷」(一九二・五、和泉書院)

大屋徳城一九三四 興福寺本日本靈異記複製解説(一九三

四・三、便利堂)

小泉道一九五二 「高野本日本靈異記考」(国語国文21―10、

一九五二・一一)

小泉道一九五六 「靈異記の高野本をめぐって―高野本原本

想定を試み―」(国語国文25―8、一九五六・八)

小泉道一九六一 「興福寺本靈異記訓釈考証」(訓点語と訓点

資料16、一九六一・四)

小泉道一九六六 「三昧院本靈異記の訓釈」(国語国文35―5、

一九六六・四)

小泉道一九六七 「諸本を通じてみたる日本靈異記の訓釈に

ついて」(『本邦辞書史論叢』一九六七・二、三省堂)

小泉道一九六九 「延宝本靈異記の成立変遷とその性格」(国

語国文38―10、一九六九・一〇)

小泉道一九七四 「訓注類の熟語注記形式」(訓点語と訓点資

料55、一九七四・一一)

小泉道一九七七 「複製本とその原本」(訓点語と訓点資料60、

一九七七・一一)

小泉道一九八七 「日本靈異記の五伝本」(国語国文56―12、

一九八七・一二)

小泉道一九八九 「日本靈異記諸本の研究」(一九八九・六、

清文堂)

中村宗彦一九六七 「『靈異記』雑考」(訓点語と訓点資料35、

一九六七・九)

中村宗彦一九七六 「『靈異記』雑考補」(大谷女子大学紀要

11、一九七六・七)

毛利正守一九七〇 「日本書紀の『字詰め』について」(藝林

21―1、一九七〇・二)

八木毅一九七九～一九八九 「校合日本靈異記」中巻 其の

一～下巻 其の七(愛知県立大学文学部論集28、一九七三・三

ほか)

付記 本稿は、一九九二年度萬葉学会全国大会(於高岡短期大学)に

おける研究発表に基づく。

(いぬい よしひこ・帝塚山学院大学助教授)